

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第19号**

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<b>別表第3</b> （第59条関係） (1)～(7)（略） (8) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） に定める漁業協同組合及び漁業協同組合連合会	<b>別表第3</b> （第59条関係） (1)～(7)（略） (8) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） に定める漁業協同組合連合会

**附 則**

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。